

埼玉県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	15				
(2) 協定数	66	【うち集落協定	62	個別協定	4
(3) 交付面積	270 ha	【対象農用地面積	678 ha	交付面積率	40%
		【地目別面積内訳	田: 72 ha	畑:	198 ha
			草地: 0 ha	採草放牧地:	0 ha
(4) 交付金額	24448 千円	【うち共同取組活動分:	14202 千円	個人配分:	10246 千円

2 交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>活動計画に沿って着実に取組が実施されている集落が多く、協定締結地の農業生産活動の推進や維持管理が図られている。</p> <p>要指導・助言協定数 20 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 13 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 7 協定</p>
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>耕作放棄の防止等の活動</p> <p>協定締結者間での互助の点検・管理や、草刈り、植栽などの活動のほか、鳥獣害対策として防護柵の設置等が行われた。 また、耕作放棄地の復旧が行われた地域もあった。</p> <p>交付金交付面積 270 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面積 2.6 ha</p>
	<p>水路・農道等の管理活動</p> <p>協定締結により、多くの集落で水路・農道等の補修などの共同作業の回数が増加し、草刈り・清掃等が行われた。また、隣接集落と連携した管理作業が行われるようになった集落も見受けられた。</p> <p>水路の管理延長 29.3 km 道路の管理延長 52.1 km</p>
	<p>多面的機能を増進する活動</p> <p>草刈り等により、農地の荒廃に歯止めがかかり、景観の保全が図られている。草刈り後は、果樹、花木等の新規作物や、景観形成作物を植栽している。また、特産品のオーナー制度や体験農園の開設により都市農村交流も活発化している。</p> <p>周辺林地の下草刈り 12.9 ha 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等) 19.9 ha</p>
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>農用地等保全マップ</p> <p>将来にわたって適正に保全すべき農用地等保全マップの作成により、保全すべき農用地の明確化が図られるとともに、農用地の保全活動に共同維持管理意識の向上がみられた。さらに、このマップが鳥獣害防止用の柵の設置箇所選定にも役立っている。また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や改良が計画的に行われた。</p>
	<p>A要件</p> <p>高付加価値型農業の実践を目指し、新品種の導入や減農薬栽培に取り組み、生産性や収益の向上が図られた。非農家や他集落との連携により集落の多面的機能の増進を図っている集落がある。また、新規就農の確保や認定農業者の育成を行っている集落も見受けられた。</p> <p>機械・農作業の共同化 31.9 ha 高付加価値型農業の実践 9.4 ha 認定農業者の育成 6.8 人 新規就農の確保 8 人 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む) 2 ha 非農家・他集落等との連携 141 戸 21 集落</p>
	<p>B要件</p> <p>防除、コンバイン作業、米、麦の共同施設乾燥作業、用水施設全農給水を共同で実施するようになった。</p> <p>集落営農組織の育成 6.8 ha 担い手集積化 2.7 ha</p>
(4) その他協定締結による活動	<p>集落機能の活性化</p> <p>共同作業によりコミュニケーションの場が増え、集落に一体感が生まれた。認定農業者の確保により農作業のリーダー格ができたことで、作業調整やノウハウの伝授など地域への情報伝達が盛んになった集落もある。</p>
	<p>その他</p> <p>耕作放棄復旧の取組により、耕作放棄地が解消され、病害虫や獣害の発生源の解消及び農地の有効利用などの効果があった。</p> <p>加算措置 ha ・規模拡大 ha ・土地利用調整 1.7 ha ・耕作放棄復旧 ha ・法人設立(特定農業法人) (農業生産法人) 法人</p>

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	どの集落も高齢化が進行しており、協定を5年間継続させることに心理的不安を感じているところも多い。引き続き、担い手育成や新規就農者の確保を図る必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は平地農業との生産条件に関する不利の補正に大きく寄与しており、作業意欲の向上につながっている。ただし、高齢化などにより目標達成に苦労している集落も少なくないことから、集落が無理なく取り組める制度が求められる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランの策定により将来像が明確にされ、目標の達成に向けた集落ぐるみの取組が行われた。	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産活動の基本的事項である草刈りや農道補修に集落全体で取り組むことで、農業生産活動の維持・発展につながっている。 また、共同作業を通じて、非農家を含む集落全体の連携を強める効果をあげている例もあり、本制度が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価される。	
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農業機械利用や農作業の共同化により、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。 特に、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、地域住民との関わりが、農業生産意欲の向上につながったりと、多方面にわたり大きな効果があると認められる。	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	多くの集落において活発な話し合いが行われるようになり、集落活動に対する住民意識が高まっている。 このような住民意識の高まりにより、集落内の連帯感の向上、高齢者や女性の積極的な活動参加、新たな作物への挑戦、地域外との交流増加等、多くの効果が生み出されている。
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
<p>本制度の導入により、集落における話し合いが活発化し、集落活動に対する高齢者の参加が多くみられるなど、地域の活性化が図られている。</p> <p>この結果、耕作放棄地の解消や、農地の保全・管理が進んだほか、特産づくりなどに向けて、農業者の生産意欲の向上もみられている。</p> <p>また、こうした地域活動を通じて、中山間地域農業の有する多面的機能が健全に維持されるなど、本制度の効果は大きなものがある。</p> <p>しかしながら、中山間地域の集落では依然として高齢化、過疎化が進行しており、担い手の確保も難しいことから、本制度の存続なしには、集落活動や営農活動の維持は困難であり、市町村、集落からは制度の継続を要望する声が多く寄せられている。</p> <p>そこで、現在の課題を踏まえた上で、より多くの集落において当事業が実施できるよう、中山間地域直接支払制度の継続と一層の拡充が望まれる。</p>	

6 その他(特徴的な取組事例)

--